

株 主 各 位

京都市下京区因幡堂町655番地  
株式会社ジェイ・エス・ビー  
代表取締役社長 近藤雅彦

## 第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては当日のご出席はお控えいただき、書面（郵送）又はインターネット等による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2023年1月25日（水曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年1月26日（木曜日）午前10時30分
  2. 場 所 京都市下京区烏丸高辻東入ル高橋町630番地  
ホテル日航プリンセス京都3階 「ローズ」  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第34期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第34期（2021年11月1日から2022年10月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件               |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件              |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件            |
| 第4号議案 | 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jsb.co.jp/>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jsb.co.jp/>）に掲載しております。

- ① 事業報告の「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

## <新型コロナウイルス感染症への対応について>

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては当日のご出席はお控えいただき、書面（郵送）又はインターネット等による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- ・ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方などご心配、ご不安のある方は、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ・ご出席いただく株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、当社運営スタッフのマスク着用やアルコール消毒液の設置など、感染予防のための措置を講じてまいりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と見受けられる方にはご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・当日は、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明を省略させていただく場合がございます。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

今後の状況変化により、本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jsb.co.jp/>）にてお知らせいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2023年1月26日(木曜日)  
午前10時30分



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年1月25日(水曜日)  
午後6時到着分まで



### インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年1月25日(水曜日)  
午後6時入力完了分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX股  
XXXXXXXXXX月XX日  
XXXXXXXXXX

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX  
パスワード XXXXX  
見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

#### 第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

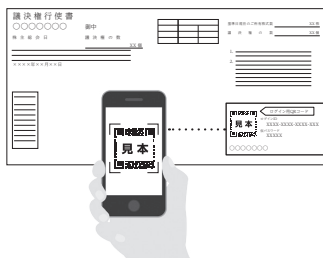
書面(郵送)及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

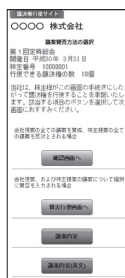
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



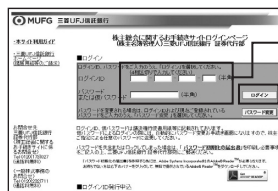
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

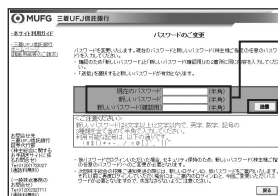
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコン及びスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 事業報告

(2021年11月1日から  
2022年10月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止策としての海外渡航客向け水際対策の緩和や、国内向け旅行支援策の開始の決定等により、観光関連の業種を中心として、一定の盛り上がりが見受けられるものの、長期化しているロシアのウクライナへの侵攻をはじめとする地政学リスクの高まりや、それらに伴うエネルギー価格・資源価格の高騰、円安による物価上昇等の影響を受け、国内経済の見通しについては依然として不透明な状況であります。

このような経営環境のもと、当社グループの主たる顧客層である学生の動向におきましては、大学（大学院を含む）の学生数は293.1万人と前年より1.3万人増加（文部科学省「令和4年度学校基本調査（速報値）」）しており、当社グループを取り巻く市場環境につきましては引き続き追い風となる状況となっております。

このような環境の中で、当社グループにおきましては、中期経営計画『G T O 1』（2021年10月期～2023年10月期）の2年目にあたる当連結会計年度において、主力の不動産賃貸管理事業では、新規物件開発の積極展開を通じて収益基盤となる物件管理戸数が堅調に増加するとともに、オンラインによる非対面での営業活動の定着もみられ、前年に引き続き高水準の入居率を確保するに至り、好調な経営成績で推移いたしました。また、投下資本の回収を意図した自社所有物件の売却に伴う固定資産売却益の計上も経営成績に寄与し、中期経営計画2年目におきましても、当初計画を上回る高水準で推移することとなりました。

中期経営計画の最終年度である次年度につきましても、計画の超過達成を通じてより一層の成長を目指し、積極的な新規物件開発による収益基盤の底上げや、高水準の入居率確保へ向けた募集力、斡旋力の強化に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は57,922,958千円（前期比9.7%増）、経常利益6,189,807千円（同19.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益4,303,897千円（同32.3%増）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等の適用により、売上高は727,273千円、売上原価は719,490千円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は7,783千円それぞれ減少しております。

セグメント別の状況については、以下のとおりであります。

#### (不動産賃貸管理事業)

物件管理戸数は順調に増加し当初計画を上回りました。(前期比4,665戸増 80,611戸 ※4月末現在) また、オンラインによる非対面での営業活動の定着もみられ、入居率は前年に引き続き高水準を確保しました。(99.9% ※4月末現在) この結果、学生マンションの家賃収入をはじめとする各種不動産賃貸関連サービスにおける売上高は順調に推移しました。

費用面では、借上物件の管理戸数増加による保証家賃の増加、人員数の増加による人件費の増加、自社所有物件の増加に伴う減価償却費の増加、食事付き学生マンションの積極展開による食材仕入等、当社グループの業容拡大に伴う費用負担がそれぞれ増加しております。

また、下期におきまして、当社グループ従業員へ利益の一部を還元するとともに、昨今の急激な物価上昇を受け、グループ従業員の生活支援とモチベーション向上を目的に、一時金としてインフレ特別手当を計上しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度における当セグメントの経営成績に対して直接的に大きな影響はありません。

以上の結果、売上高54,433,312千円(前期比9.9%増)、セグメント利益7,780,023千円(同17.1%増)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は678,103千円、売上原価は670,320千円それぞれ減少し、セグメント利益は7,783千円減少しております。

#### (高齢者住宅事業)

当連結会計年度におきましては、2021年10月にオープンした『グランメゾン迎賓館豊中刀根山』による売上高の増加はあったものの、第1四半期連結会計期間における新型コロナウイルス感染症の感染拡大傾向への懸念から、高齢者施設に入居する時期を先延ばしにするといった一時的に入居を控える動き等の影響が尾を引き、当社の運営する高齢者施設の稼働率は足もとの状況では改善がみられましたが、全体的に弱含みの状態で推移いたしました。

費用面では派遣社員の利用増加に伴い人件費が増加しました。

また、2022年8月30日付で株式会社京都銀行の社会的課題の解決に資する事業へ充当することを目的とした「ソーシャルローン」の枠組みを利用した資金調達を行い、当社の運営する『グランメゾン迎賓館京都桂川』を取得いたしました。これにより社会的課題の解決に貢献することはもとより、従来の一括借上契約による運営から自社所有物件としての運営へ移行することにより、運営体制の効率化を図り、利益率の向上へ向けた取り組みも進めております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響については、当連結会計年度における当セグメントの経営成績に対して直接的に大きな影響はありません。引き続き、入居者、施設スタッフへのワクチン接種をはじめ、感染防止を徹底した各種取り組みを継続的に行ってまいります。

以上の結果、売上高2,866,999千円(前期比2.3%増)、セグメント利益260,787千円(同26.3%減)となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は49,170千円減少しておりますが、売上原価が同額減少しているため、セグメント利益への影響はありません。

#### (その他)

当連結会計年度におきましては、日本語学校事業では、新型コロナウイルス感染症の断続的

な感染再拡大に伴う入国制限の長期化の影響を受け、待機留学生の発生、受け入れ時期の遅延から事業収益は低調な状況で推移しておりましたが、政府による水際対策の緩和等を受け、ようやく留学生の受け入れも再開する運びとなり、特に第3四半期連結会計期間において事業収益は大幅に改善いたしました。

一方では、留学生の入国時に係る隔離費用等のコスト負担もあったため、前連結会計年度に比べ改善はみられたものの、依然、弱含みの状況となりました。

第0新卒事業を運営する株式会社スタイルガーデンは、年間を通じて当初計画を上回る順調なペースで推移しました。今後につきましても、より一層、学生支援に係る当社グループの従来事業とのグループシナジーの発揮に努めてまいります。

以上の結果、売上高622,646千円（前期比33.5%増）、セグメント損失59,591千円（前期はセグメント損失172,150千円）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は7,366,524千円であり、これは主として自社物件の開発によるものであります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度に自社物件の開発資金として、取引銀行6行より総額5,700,000千円の資金調達を行いました。

## ④ 重要な組織再編等の状況

2021年11月1日付で、いずれも当社連結子会社である株式会社東京学生ライフを存続会社、株式会社湘南学生ライフを消滅会社とする吸収合併を行っております。



## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 31 期<br>(2019年10月期) | 第 32 期<br>(2020年10月期) | 第 33 期<br>(2021年10月期) | 第 34 期<br>(当連結会計年度)<br>(2022年10月期) |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 42,667,695            | 48,058,282            | 52,787,978            | 57,922,958                         |
| 経 常 利 益 (千円)             | 3,345,341             | 4,248,712             | 5,203,523             | 6,189,807                          |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | 2,307,744             | 2,761,826             | 3,252,963             | 4,303,897                          |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 242.03                | 289.06                | 332.36                | 409.60                             |
| 総 資 産 (千円)               | 34,578,155            | 40,245,739            | 50,335,275            | 58,938,180                         |
| 純 資 産 (千円)               | 14,793,095            | 17,235,694            | 23,199,523            | 26,803,351                         |
| 1株当たり純資産 (円)             | 1,542.57              | 1,790.16              | 2,205.14              | 2,554.58                           |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2020年5月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第31期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 31 期<br>(2019年10月期) | 第 32 期<br>(2020年10月期) | 第 33 期<br>(2021年10月期) | 第 34 期<br>(当事業年度)<br>(2022年10月期) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 37,002,681            | 41,409,460            | 45,395,271            | 50,144,630                       |
| 経 常 利 益 (千円)    | 2,859,624             | 3,593,446             | 3,917,544             | 4,677,602                        |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 2,133,507             | 2,558,584             | 2,537,993             | 3,569,727                        |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 223.76                | 267.78                | 259.31                | 339.73                           |
| 総 資 産 (千円)      | 32,012,474            | 37,057,723            | 46,230,872            | 53,932,766                       |
| 純 資 産 (千円)      | 13,318,628            | 15,567,749            | 20,793,251            | 23,634,341                       |
| 1 株当たり純資産 (円)   | 1,388.81              | 1,619.96              | 1,978.51              | 2,254.70                         |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2020年5月1日付で株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第31期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況等

| 会 社 名                   | 資本金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容                |
|-------------------------|--------|----------|------------------------------|
| 株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク    | 50百万円  | 100.00%  | 学生向け不動産の仲介<br>建物管理業・入居者管理業務  |
| 総 合 管 財 株 式 会 社         | 50百万円  | 100.00%  | ファシリティマネジメント                 |
| リビングネットワークサービス株式会社      | 10百万円  | 100.00%  | 家賃債務保証業                      |
| 株 式 会 社 O V O           | 80百万円  | 100.00%  | 学生向けの就職支援                    |
| 株式会社グランユニライフケアサービス      | 50百万円  | 100.00%  | 介護サービス業                      |
| 株式会社ジェイ・エス・ビー・フードサービス   | 50百万円  | 100.00%  | フードサービス                      |
| 株 式 会 社 東 京 学 生 ラ イ フ   | 40百万円  | 100.00%  | 学生向け賃貸マンションの<br>企画・管理・運営     |
| 株 式 会 社 ス タ イ ル ガ ー デ ン | 3百万円   | 100.00%  | 人材の職業適性、能力開発に<br>関するコンサルティング |
| 株 式 会 社 M e w c k e t   | 122百万円 | 71.49%   | AI人材プラットフォーム事業               |

(注) 株式会社湘南学生ライフは、2021年11月1日付で、株式会社東京学生ライフと合併し消滅しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、近年の社会システムの大きな変化が新型コロナウイルス感染拡大を契機にさらに加速し、昨日までの「近未来」が眼前の現実となっています。こうした環境変化に対応し、当社グループが更なる成長を実現するため、変わらぬ軸として持ち続ける経営理念「豊かな生活空間の創造」に立ち返り、存在目的（Purpose：パーパス）を定義し、「豊かな生活空間」のディスラプション（創造的破壊（Disruption））のもと、2030年における当社グループのありたい姿、長期ビジョン『Grow Together 2030』としました。そして、この長期ビジョンの実現に向けた最初の3ヶ年を第一フェーズと位置付ける新中期経営計画『G T O 1』を策定しました。これら中長期的な戦略を実行する上で、当社グループの優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

##### <不動産賃貸管理事業>

■新型コロナウイルス感染症の終息後を見据えた、新型コロナウイルスとの共存対応  
マンション内や店舗における感染防止対策を徹底するとともに、入居者に感染者が発生した場合の迅速な対応、従業員が感染した場合のBCP（事業継続計画）も策定し、影響を最小限に抑えられるよう取り組んでおります。また、コロナ禍を背景とした学生支援キャンペーンも適宜実施に努めております。

■新たな価値提供により、学生マンション分野で唯一無二の存在に

- ・住まうことが新たな価値を生み出す学生マンションづくり
- ・ニーズを創る多様なラインナップの提供
- ・学生向けサービス総合プラットフォーマーとして新しいマーケットを創造する「カテゴリーキング」を追求

##### <高齢者住宅事業>

■多様なQOL（Quality Of Life）の向上を目指すスマートコミュニティを実現

- ・不動産活用や在宅生活支援、リアルとオンラインのハイブリッド型による公民館化といった地域社会のインフラとなる取り組みを実践
- ・看護サービスの充実やウェアラブル端末を通じたモニタリングシステムの導入等、ヘルステックの活用による安心と生産性の向上

##### <その他>

■Un i l i f eでしかできない学びを提供し続ける

- ・学び・体験・つながりと一体化した、新たな住まい概念を実現
- ・社会で活躍・貢献できる人材育成を通じ、社会インフラの役割を果たす

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (2022年10月31日現在)

不動産賃貸管理事業においては、主に学生を対象としたマンションの企画提案、竣工後の建物の賃貸運営及び管理業務を行っております。

具体的には、当社オリジナル仕様の学生マンション等を不動産オーナーに企画提案し、建物が竣工した後は当社が一括借上を行い、オーナーに対する家賃保証を行ったうえで、学生等の入居者に転貸する事業を行っております。また、不動産オーナーと入居者間で賃貸借契約を締結する運営方式の場合には、入居に応じ当社にて家賃回収代行を行っております。なお、建物メンテナンスや入居者サポート業務、アセットマネジメント会社からのプロパティマネジメント業務の受託及び大学等からの学生寮の企画・運営業務の受託も行っております。

高齢者住宅事業においては、不動産オーナーに対して主としてサービス付き高齢者向け住宅による不動産の活用を企画提案し、竣工後の運営業務を受託しております。なお、当社が運営を受託した物件については、主に当社にて一括借上を行い、借主に転貸する方式であります。また、入居者の他、一部、近隣住民等も対象に介護サービス事業を提供しております。

その他事業においては、企業の採用活動を代行し、学生の採用を目的とした企業説明会の開催の企画、サポート等を受託しております。学生に対しては、企業説明会や就職セミナー情報の提供を行うことで就職活動の支援を行っております。また、アルバイト情報の提供、インターンシップ（学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度）の支援及び海外からの留学生向けの日本語学校の運営等も行っております。

(6) **主要な事業所** (2022年10月31日現在)

① 当社の主要な事業所

|   |   |                     |
|---|---|---------------------|
| 本 | 社 | 京都市下京区因幡堂町655番地     |
| 東 | 京 | 東京都新宿区西新宿一丁目6番1号    |
| 札 | 幌 | 札幌市北区北七条西四丁目3番1号    |
| 仙 | 台 | 仙台市青葉区中央一丁目10番1号    |
| 名 | 古 | 名古屋市中村区名駅四丁目27番6号   |
| 大 | 阪 | 大阪市東淀川区東中島一丁目20番14号 |
| 岡 | 山 | 岡山市北区奉還町一丁目2番7号     |
| 福 | 岡 | 福岡市早良区西新四丁目9番35号    |

## ② 子会社等

|                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| 株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク  | 東京都新宿区西新宿一丁目6番1号 |
| 総合管財株式会社              | 京都市下京区因幡堂町655番地  |
| リビングネットワークサービス株式会社    | 京都市下京区因幡堂町655番地  |
| 株式会社O.V.O             | 京都市下京区因幡堂町655番地  |
| 株式会社グランユニライフケアサービス    | 京都市下京区因幡堂町655番地  |
| 株式会社ジェイ・エス・ビー・フードサービス | 京都市下京区因幡堂町655番地  |
| 株式会社東京学生ライフ           | 東京都新宿区西新宿一丁目6番1号 |
| 株式会社スタイルガーデン          | 大阪市北区堂島二丁目3番7号   |
| 株式会社MewcKet           | 東京都新宿区西新宿一丁目6番1号 |

## (7) 使用人の状況 (2022年10月31日現在)

## ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分      | 使用人数        | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-------------|-------------|
| 不動産賃貸管理事業 | 821 (499) 名 | 32名増 (51名増) |
| 高齢者住宅事業   | 189 (158)   | 2名減 (14名増)  |
| その他       | 42 (49)     | 4名増 (11名増)  |
| 全社 (共通)   | 71 (8)      | 4名減 (2名増)   |
| 合計        | 1,123 (714) | 30名増 (78名増) |

(注) 使用人数は就業員数 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー等を含む。) は、最近1年間の平均人員を ( ) 外数で記載しており、1人当たり1日8時間換算にて算出したものであります。

## ② 当社の使用人の状況

| 区分     | 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|------|-----------|-------|--------|
| 男性     | 149名 | 5名増       | 45.0歳 | 13.3年  |
| 女性     | 93名  | 5名増       | 38.0歳 | 8.5年   |
| 合計又は平均 | 242名 | 10名増      | 42.3歳 | 11.5年  |

(注) 使用人数は就業員数 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であります。また、出向者には当社グループ間の出向者も含まれます。なお、臨時雇用者数 (パートタイマー等を含む。) は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年10月31日現在)

| 借 入 先                 | 借 入 金 残 高   |
|-----------------------|-------------|
| 株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行 | 3,552,744千円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 3,467,141千円 |
| 株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行   | 2,926,463千円 |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行     | 2,349,186千円 |
| 株 式 会 社 京 都 銀 行       | 2,128,523千円 |

(注) 当社は、自社物件の開発資金調達を目的として、取引銀行1行と総額5億円のコミットメント期間付タームローン契約を締結しております。なお、当該契約に基づく借入実行残高はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

損害賠償請求訴訟について

2014年5月22日付にて、有限会社オリエント興産外2名から、当社外5名を被告とする損害賠償請求を神戸地方裁判所において提起されておりましたが、2019年2月14日付で当社主張を大方認める判決が言い渡されました。その後原告らより、当該判決を不服として2019年3月2日付にて大阪高等裁判所に控訴がなされ、2021年1月19日付で、当社に対し20,669千円及びそれに対する遅延損害金の支払いを命じる旨の判決が言い渡されました。原告ら（控訴人ら）は、当社が2013年10月1日付で吸収合併した株式会社第一都市計画が原告有限会社オリエント興産との間で設計監理契約を締結した建物に瑕疵が存在するとして、その損害賠償を求めていたものであり、当社としては原告ら（控訴人ら）の請求はいずれも不当なものであると考え、その旨裁判手続きにおいて主張してきたものの、当該判決に従いその支払いを行いました。原告ら（控訴人ら）は当該判決を一部不服として、2021年2月1日付で最高裁判所に上告提起及び上告受理の申立てを行った後、2021年4月19日付で上告提起のみ取り下げられておりましたが、2022年3月29日付で上告不受理の決定がなされ、本件訴訟は終了いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年10月31日現在)

① 発行可能株式総数 32,296,000株

② 発行済株式の総数 10,834,300株

(注) ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は86,900株増加しております。

③ 株主数 1,918名

④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                                                                      | 所有株式数      | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------|
| 岡 靖子                                                                                                       | 3,593,900株 | 34.28%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)                                                                                  | 722,400株   | 6.89%   |
| 光通信 株式会社                                                                                                   | 719,500株   | 6.86%   |
| 株式会社 日本カストディ銀行 (信託口)                                                                                       | 609,400株   | 5.81%   |
| 株式会社 UH Partners 2                                                                                         | 606,200株   | 5.78%   |
| OMインベストメント 株式会社                                                                                            | 570,000株   | 5.43%   |
| BNP PARIBAS LUXEMBOURG / 2 S /<br>JASDEC / ABERDEEN STANDARD<br>SICAV I CLIENT ASSETS<br>常任代理人 香港上海銀行 東京支店 | 299,000株   | 2.85%   |
| 森トラスト 株式会社                                                                                                 | 237,000株   | 2.26%   |
| STATE STREET BANK AND TRUST<br>COMPANY 505019<br>常任代理人 香港上海銀行 東京支店                                         | 231,200株   | 2.20%   |
| 株式会社 シティビルサービス                                                                                             | 182,200株   | 1.73%   |

(注) 1. 当社は、自己株式を352,358株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年7月14日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の取得を実施いたしました。取得した株式の総数は113,900株、株式の取得価額の総額は399,754千円であります。



## (2) 会社役員 の 状況

### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年10月31日現在)

| 会社における地位 | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                         |
|----------|---------|-------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 近 藤 雅 彦 | 営業推進本部長                                         |
| 常務取締役    | 小 管 香 織 | 事業開発本部長兼秘書室長<br>株式会社OVO代表取締役                    |
| 取 締 役    | 林 健 児   | 高齢者事業本部長兼IR担当役員兼イノベーション推進室長<br>株式会社Mewcket代表取締役 |
| 取 締 役    | 山 本 貴 紀 | ファシリティ事業本部長兼ホテル開設準備室長                           |
| 取 締 役    | 金 井 宏 之 | 企画開発本部長                                         |
| 取 締 役    | 岡 靖 子   |                                                 |
| 取 締 役    | 白 石 徳 生 | 株式会社ベネフィット・ワン代表取締役社長 監査部、ペイメント統轄部、事業推進室担当       |
| 取 締 役    | 鈴 木 康 之 | 弁護士法人鈴木康之法律事務所代表                                |
| 取 締 役    | 清 原 裕 平 | 清原公認会計士・税理士事務所所長<br>清原コンサルティング合同会社代表社員          |
| 取 締 役    | 福 島 裕 記 | 合同会社コーポラティブ・コンシェルジェ代表社員                         |
| 常勤監査役    | 岡 田 健 一 |                                                 |
| 監 査 役    | 上 願 敏 来 | 上願敏来税理士事務所所長                                    |
| 監 査 役    | 船 富 康 次 | 船富康次税理士事務所所長                                    |

- (注) 1. 取締役のうち白石徳生氏、鈴木康之氏、清原裕平氏及び福島裕記氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち上願敏来氏及び船富康次氏は、社外監査役であります。
3. 監査役上願敏来氏及び監査役船富康次氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 2022年1月26日開催の第33回定時株主総会において、新たに清原裕平氏及び福島裕記氏が取締役に就任いたしました。また同株主総会終結の時をもって、田中 剛氏及び遠藤富祥氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 2022年1月26日開催の第33回定時株主総会において、新たに上願敏来氏及び船富康次氏が監査役に就任いたしました。また同株主総会終結の時をもって、平口 勲氏は任期満了により、角本 武氏は辞任により監査役を退任いたしました。
6. 当社は、取締役白石徳生氏、取締役鈴木康之氏、取締役清原裕平氏及び取締役福島裕記氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを認識しながら行った行為等一定の事由に起因する損害等は、填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、2021年1月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております（なお、2021年11月30日付の取締役会決議により一部改定しております）。

ロ. 決定方針の内容の概要

取締役の報酬等は、各人の役職、職責等に応じた固定報酬としての基本報酬と、各連結会計年度の業績に連動した業績連動報酬及び中長期インセンティブとしての株式報酬により構成されます。基本報酬及び株式報酬については、独立役員で過半数を構成する報酬委員会における事前審議により作成された原案を取締役会に諮り決定します。また業績連動報酬については、社内規程に定める基準に基づく客観的に算定された金額を支給します。業績連動報酬に係る指標は連結経常利益であり、一過性の特別損益を除いた収益性を示す財務数値であることから当該指標を選択します。当事業年度の連結経常利益の目標超過率及び対前期比率がいずれも100%以上の場合、当該目標超過率及び対前期比率並びに役職に応じたポイントをもとに定められた算式によって算定された金額が支給されます。ただし、社外取締役についてはその職責に鑑み、業務執行からの独立性を確保する観点から基本報酬のみとします。これらの支給割合については短期的及び中長期的なインセンティブ並びに現金及び株式報酬のバランスを考慮して設定します。取締役の個人別の報酬等の内容についての決定は以下のとおりであります。基本報酬は、報酬委員会の作成した原案に基づき取締役会で総額を決議し、個人配分は報酬委員会に一任します。業績連動報酬は、社内規程に基づき算定された総額及び個別の配分を取締役会において決議します。譲渡制限付株式割当てのための報酬額については、報酬委員会が作成した原案に基づきその総額及び個別の配分を取締役会にて決議します。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |                |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|--------------------|---------------------|---------------------|----------------|---------------|-----------------------|
|                    |                     | 基本報酬                | 業績連動<br>報酬等    | 非金銭<br>報酬等    |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 302,755<br>(12,150) | 141,600<br>(12,150) | 141,270<br>(-) | 19,885<br>(-) | 12<br>(5)             |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 12,480<br>(2,280)   | 12,480<br>(2,280)   | -<br>(-)       | -<br>(-)      | 5<br>(4)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 315,235<br>(14,430) | 154,080<br>(14,430) | 141,270<br>(-) | 19,885<br>(-) | 17<br>(9)             |

- (注) 1. 上表には、2022年1月26日開催の第33回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役2名（うち社外監査役2名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬に係る指標は連結経常利益であり、その選定理由及び算定方法は「③ 取締役及び監査役の報酬等 □. 決定方針の内容の概要」に、その実績は「1. (2) ①企業集団の財産及び損益の状況」にそれぞれ記載のとおりであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社株式であります。取締役に対し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び一層の株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式報酬を付与しております。各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の数の上限は60千株、譲渡制限期間は割当を受けた日から3年間から10年間までの間で当社取締役会が定める期間とし、当該期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、割当株式を当然に無償で取得するものとしております。なお上表には、過年度に付与した譲渡制限付株式報酬のうち、当事業年度における費用計上額を記載しております。

5. 取締役の報酬等の限度額は、2016年10月14日開催の臨時株主総会において年額1,000,000千円以内（うち社外取締役分100,000千円以内）（当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役4名）と決議いただいております。また別枠で、同臨時株主総会において、社外取締役を除く取締役のストック・オプション報酬額として年額97,500千円以内と、2019年1月25日開催の第30回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額として年額150,000千円以内（当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名）とそれぞれ決議いただいております。
6. 監査役の報酬等の限度額は、2004年12月24日開催の第15回定時株主総会において年額70,000千円以内（当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名）と決議いただいております。
7. 取締役会は、取締役岡 靖子氏、社外取締役白石徳生氏及び社外取締役鈴木康之氏の3名によって構成される報酬委員会に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、独立役員で過半数を構成する報酬委員会での審議・決定に委ねることにより、その決定に係る手続の透明性及び公正性を確保するためであります。

#### ⑤ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役白石徳生氏は株式会社ベネフィット・ワンの代表取締役社長であり、当社は同社の福利厚生サービスの提供を受けております。
- ・ 取締役鈴木康之氏は弁護士であり、弁護士法人鈴木康之法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役清原裕平氏は公認会計士及び税理士であり、清原公認会計士・税理士事務所の所長及び清原コンサルティング合同会社の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役福島裕記氏は合同会社コーポラティブ・コンシェルジェの代表社員であります。当社と両兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役上願敏来氏及び監査役船富康次氏は税理士であり、それぞれ税理士事務所の所長であります。当社と両兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況                                                                                                                    |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 白石徳生 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。企業経営者としての経験と知見から、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                          |
| 取締役 鈴木康之 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての経験や専門的見地から、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。                       |
| 取締役 清原裕平 | 2022年1月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。主に公認会計士及び税理士としての経験や専門的見地から、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 取締役 福島裕記 | 2022年1月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。主に生活協同組合組織の運営に携わった経験と知見から、必要に応じ発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。  |
| 監査役 上願敏来 | 2022年1月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。主に税理士としての経験や専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。                       |
| 監査役 船富康次 | 2022年1月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、監査役会10回のうち10回に出席いたしました。主に税理士としての経験や専門的見地から、必要に応じ発言を行っております。                       |

(注) 社外取締役については、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要も含めて記載しております。

### (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 37,000千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 40,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社子会社の計算書類監査の状況  
該当事項はありません。

#### ④ 非監査業務の内容

当社は有限責任監査法人トーマツに対して、気候関連財務情報開示への対応に関する助言指導業務等に対し、対価を支払っております。

#### ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付け、持続的な成長と企業価値向上のための積極的な事業展開や様々なリスクに備えるための財務健全性とのバランスを考慮したうえで、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針としております。配当につきましては、安定配当を維持しながら中長期的な視点で連結業績に応じた利益還元を重視し、連結総還元性向20%を目標に毎期の配当額を決定することといたします。また、自己株式の取得につきましても、株主還元や資本効率向上のため、時期及び財務状況に応じて実施することといたします。これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましても、持続的成長原資となる戦略的投資に向けた内部留保の確保等を勧告し、1株につき44円（うち創業45周年記念配当5円）とさせていただきます。予定であります。



## 連結貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         | 負 債 の 部                |
|-----------------|------------------------|
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>流 動 負 債</b>         |
| 16,607,523      | 10,469,465             |
| 現金及び預金          | 営業未払金                  |
| 14,721,957      | 554,877                |
| 営業未収入金及び契約資産    | 短期借入金                  |
| 653,509         | 50,000                 |
| 棚卸資産            | 1年内償還予定の社債             |
| 202,155         | 20,000                 |
| その他             | 1年内返済予定の長期借入金          |
| 1,032,203       | 1,097,665              |
| 貸倒引当金           | 未払法人税等                 |
| △2,302          | 1,345,193              |
|                 | 前受金、営業預り金及び契約負債        |
| <b>固 定 資 産</b>  | 5,958,238              |
| 42,330,656      | 賞与引当金                  |
| <b>有形固定資産</b>   | 327,737                |
| 34,969,038      | 役員賞与引当金                |
| 建物及び構築物         | 142,170                |
| 21,812,780      | その他                    |
| 機械装置及び運搬具       | 973,583                |
| 18,024          | <b>固 定 負 債</b>         |
| 工具、器具及び備品       | 21,665,363             |
| 222,755         | 社 債                    |
| 土地              | 10,000                 |
| 11,377,528      | 長期借入金                  |
| リース資産           | 18,405,323             |
| 15,305          | 長期預り敷金保証金              |
| 建設仮勘定           | 2,742,348              |
| 1,522,642       | 退職給付に係る負債              |
| <b>無形固定資産</b>   | 327,363                |
| 769,571         | 資産除去債務                 |
| のれん             | 147,779                |
| 310,500         | その他                    |
| その他             | 32,548                 |
| 459,070         | <b>負 債 合 計</b>         |
| <b>投資その他の資産</b> | 32,134,828             |
| 6,592,046       | <b>純 資 産 の 部</b>       |
| 投資有価証券          | <b>株 主 資 本</b>         |
| 1,066,340       | 26,294,001             |
| 長期貸付金           | 資 本 金                  |
| 93,506          | 4,227,471              |
| 敷金及び保証金         | 資 本 剰 余 金              |
| 3,784,539       | 4,135,539              |
| 退職給付に係る資産       | 利 益 剰 余 金              |
| 201,572         | 19,005,179             |
| 繰延税金資産          | 自 己 株 式                |
| 595,321         | △1,074,189             |
| その他             | その他の包括利益累計額            |
| 860,736         | 483,006                |
| 貸倒引当金           | その他有価証券評価差額金           |
| △9,970          | 466,205                |
|                 | 繰延ヘッジ損益                |
| <b>資 産 合 計</b>  | 17,923                 |
| 58,938,180      | 退職給付に係る調整累計額           |
|                 | 704                    |
|                 | <b>新 株 予 約 権</b>       |
|                 | 704                    |
|                 | <b>非 支 配 株 主 持 分</b>   |
|                 | 25,638                 |
|                 | <b>純 資 産 合 計</b>       |
|                 | 26,803,351             |
|                 | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> |
|                 | 58,938,180             |

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。



## 連結損益計算書

(2021年11月1日から  
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 57,922,958 |
| 売上原価            | 47,647,511 |
| 販売費及び一般管理費      | 10,275,447 |
| 営業利益            | 3,963,027  |
| 営業外収益           | 6,312,419  |
| 受取利息及び配当金       | 30,030     |
| 受取手数料           | 5,682      |
| 受取成金の収入         | 243        |
| その他             | 4,593      |
| 営業外費用           | 17,600     |
| 支払利息            | 141,260    |
| 資金調達の費用         | 24,076     |
| その他             | 15,425     |
| 特別利益            | 180,762    |
| 特別利益            | 6,189,807  |
| 固定資産売却益         | 323,581    |
| 特別損失            | 323,581    |
| 固定資産除却損失        | 8,935      |
| 減損損失            | 28,738     |
| 税金等調整前当期純利益     | 37,674     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 6,475,714  |
| 法人税等調整額         | 2,281,427  |
| 当期純利益           | 2,174,517  |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | 4,301,196  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 2,700      |
|                 | 4,303,897  |

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 貸借対照表

(2022年10月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         | 流 動 資 産           | 流 動 負 債 の 部     | 流 動 負 債           |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
|                 | <b>11,958,493</b> |                 | <b>8,701,597</b>  |
| 現金及び預金          | 9,613,195         | 営業未払金           | 803,217           |
| 営業未収入金及び契約資産    | 502,127           | 1年内償還予定の社債      | 20,000            |
| 商品              | 183               | 1年内返済予定の長期借入金   | 1,097,665         |
| 貯蔵品             | 43,681            | リース債務           | 2,569             |
| 前払費用            | 793,654           | 未払金             | 192,366           |
| 未収入金            | 756,020           | 未払費用            | 200,341           |
| 立替金             | 121,225           | 未払法人税等          | 1,186,849         |
| その他の金           | 129,304           | 未払消費税等          | 44,371            |
| 貸倒引当金           | △899              | 前受金、営業預り金及び契約負債 | 4,920,483         |
| <b>固定資産</b>     | <b>41,974,272</b> | 預り金             | 33,870            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>34,617,156</b> | 賞与引当金           | 58,593            |
| 建物              | 21,141,677        | 役員賞与引当金         | 141,270           |
| 構築物             | 349,970           | <b>固定負債</b>     | <b>21,596,827</b> |
| 機械及び装置          | 15,775            | 社債              | 10,000            |
| 工具、器具及び備品       | 185,679           | 長期借入金           | 18,405,323        |
| 土地              | 11,393,000        | リース債務           | 5,575             |
| リース資産           | 7,075             | 長期預り敷金保証金       | 2,749,935         |
| 建設仮勘定           | 1,523,976         | 退職給付引当金         | 265,781           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>499,056</b>    | 資産除去債務          | 140,644           |
| のれん             | 45,342            | その他の他           | 19,566            |
| 商標権             | 3,270             | <b>負債合計</b>     | <b>30,298,425</b> |
| ソフトウェア          | 257,604           | <b>純資産の部</b>    |                   |
| 借地の権他           | 32,243            | 株主資本            | <b>23,168,573</b> |
| その他の            | 160,596           | 資本金             | 4,227,471         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>6,858,059</b>  | 資本剰余金           | 4,179,677         |
| 投資有価証券          | 1,058,840         | 資本準備金           | 4,107,471         |
| 関係会社株式          | 1,003,708         | その他の資本剰余金       | 72,206            |
| 長期未収入金          | 6,835             | <b>利益剰余金</b>    | <b>15,835,614</b> |
| 長期貸付金           | 93,506            | 利益準備金           | 30,000            |
| 長期前払費用          | 843,360           | その他利益剰余金        | 15,805,614        |
| 敷金及び保証金         | 3,468,359         | 別途積立金           | 410,000           |
| 前払年金費用          | 151,749           | 繰越利益剰余金         | 15,395,614        |
| 繰延税金資産          | 236,593           | <b>自己株式</b>     | <b>△1,074,189</b> |
| その他の他           | 5,075             | 評価・換算差額等        | 465,082           |
| 貸倒引当金           | △9,970            | その他有価証券評価差額金    | 466,205           |
| <b>資産合計</b>     | <b>53,932,766</b> | 繰延ヘッジ損益         | △1,122            |
|                 |                   | 新株予約権           | 684               |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>    | <b>23,634,341</b> |
|                 |                   | <b>負債・純資産合計</b> | <b>53,932,766</b> |

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年11月1日から  
2022年10月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 50,144,630 |
| 売上原価         | 42,341,080 |
| 売上総利益        | 7,803,550  |
| 販売費及び一般管理費   | 3,683,801  |
| 営業利益         | 4,119,749  |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 1,039      |
| 受取配当金        | 629,484    |
| 受取手数料        | 103,829    |
| その他          | 14,452     |
| 営業外費用        | 748,805    |
| 支払利息         | 160,544    |
| 資金調達費用       | 24,076     |
| その他          | 6,330      |
| 経常利益         | 190,951    |
| 特別利益         | 4,677,602  |
| 固定資産売却益      | 323,581    |
| 特別損失         |            |
| 固定資産除却損失     | 4,974      |
| 減損損失         | 28,738     |
| 税引前当期純利益     | 33,713     |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,967,470  |
| 法人税等調整額      | 1,463,269  |
| 当期純利益        | 1,397,743  |
|              | △65,526    |
|              | 3,569,727  |

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年12月8日

株式会社ジェイ・エス・ビー  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
京都事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 | 田 | 信 | 之 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 安 | 田 | 秀 | 樹 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジェイ・エス・ビーの2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイ・エス・ビー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年12月8日

株式会社ジェイ・エス・ビー  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
京都事務所

|                    |       |   |   |   |   |
|--------------------|-------|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 中 | 田 | 信 | 之 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 安 | 田 | 秀 | 樹 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジェイ・エス・ビーの2021年11月1日から2022年10月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作



成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月12日

株式会社ジェイ・エス・ビー 監査役会

|           |   |   |   |   |   |
|-----------|---|---|---|---|---|
| 常 勤 監 査 役 | 岡 | 田 | 健 | 一 | Ⓔ |
| 社 外 監 査 役 | 上 | 願 | 敏 | 来 | Ⓔ |
| 社 外 監 査 役 | 船 | 富 | 康 | 次 | Ⓔ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> | <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | こんどう まさひこ<br>近藤 雅彦<br>(1970年11月30日生)<br>再任 | 1995年4月 株式会社ダイエーコンビニエンスシステムズ（現株式会社ローソン）入社<br>1995年12月 当社入社<br>2007年4月 株式会社ジェイ・エス・ビー中国四国代表取締役就任<br>2008年4月 当社執行役員就任<br>2009年9月 当社賃貸事業本部長<br>2009年12月 当社取締役就任<br>2011年10月 当社常務取締役就任<br>2014年4月 当社専務取締役就任 営業部門統括・賃貸事業本部長<br>2015年6月 当社営業推進本部長<br>2015年9月 株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク代表取締役就任<br>2016年11月 当社営業推進本部長兼プロパティマネジメント部長<br>2017年10月 当社営業推進本部長（現任）<br>2019年6月 株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク代表取締役就任<br>2020年6月 当社取締役副社長就任<br>2021年1月 当社代表取締役社長就任（現任） | 78,200株    |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 2         | こまが かおり<br>小管 香織<br>(1974年3月19日生)<br>再任 | 1994年4月 住井八幡歯科医院入職<br>1999年4月 株式会社小管工務店入社<br>2005年5月 当社入社<br>2015年10月 株式会社OVO代表取締役就任(現任)<br>2016年1月 当社執行役員就任 秘書室長<br>2016年6月 当社執行役員<br>2018年12月 当社秘書室長<br>2019年1月 当社取締役就任<br>2019年6月 当社事業開発本部長兼秘書室長(現任)<br>2021年1月 当社常務取締役就任(現任)<br>2021年3月 株式会社Mewc ket 代表取締役就任<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社OVO代表取締役                                                                                                                                                                         | 71,400株            |
| 3         | はやし けんじ<br>林 健児<br>(1969年9月27日生)<br>再任  | 1993年4月 出光興産株式会社入社<br>2000年12月 株式会社日本エル・シー・エー入社<br>2005年11月 横浜新港倉庫株式会社入社<br>2006年6月 同社取締役就任<br>2007年11月 株式会社日本エル・シー・エー入社<br>2009年5月 株式会社ユー・エフ・リンクへ転籍<br>2009年10月 当社入社 総務部長<br>2011年1月 当社取締役就任(現任)<br>2013年6月 当社メンテナンス事業本部長<br>2014年4月 当社高齢者事業本部長<br>2015年6月 当社営業推進本部副本部長兼西日本企画開発部長<br>2016年1月 当社管理本部長<br>2016年6月 当社管理本部長兼秘書室長<br>2018年12月 当社管理本部長<br>2022年6月 当社高齢者事業本部長兼IR担当役員兼イノベーション推進室長(現任)<br>2022年6月 株式会社Mewc ket 代表取締役就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社Mewc ket 代表取締役 | 24,000株            |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|-------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4     | やまもと たかのり<br>山本 貴紀<br>(1971年12月8日生)<br>再任        | 1994年4月 株式会社ジェイ・エス・ビー東京（現株式会社ジェイ・エス・ビー・ネットワーク）入社<br>1995年11月 当社へ転籍<br>2001年4月 株式会社船井財産コンサルタンツ福岡入社<br>2002年10月 当社入社<br>2004年4月 当社執行役員就任<br>2007年4月 株式会社ジェイ・エス・ビー九州代表取締役就任<br>2011年9月 当社執行役員退任<br>2013年6月 当社執行役員就任 管理本部長<br>2014年1月 当社取締役就任（現任）<br>2014年4月 当社企画開発本部長<br>2015年6月 当社高齢者事業本部長<br>2017年10月 当社高齢者事業本部長兼業務統括部長<br>2022年6月 当社ファシリティ事業本部長兼ホテル開設準備室長（現任）                                                                                                                                                           | 22,000株            |
| 5     | しらいし のりお<br>白石 徳生<br>(1967年1月23日生)<br>再任 社外 独立役員 | 1990年8月 株式会社パソナジャパン（現ランスタッド株式会社）入社<br>1996年3月 株式会社ビジネス・コープ（現株式会社ベネフィット・ワン）取締役就任<br>2000年6月 同社代表取締役社長就任<br>2012年1月 当社取締役就任（現任）<br>2013年8月 株式会社パソナグループ取締役就任<br>2013年10月 BENEFIT ONE ASIA PTE. LTD.（現BENEFIT ONE INTERNATIONAL PTE. LTD.）Director就任（現任）<br>2014年1月 BENEFIT ONE(THAILAND) COMPANY LIMITED Managing Director就任（現任）<br>2016年12月 ジャパンベストレスキューシステム株式会社取締役就任（現任）<br>2017年9月 株式会社ディージーワン取締役就任<br>2022年7月 株式会社ベネフィット・ワン代表取締役社長 監査部、ペイメント統轄部、事業推進室担当（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社ベネフィット・ワン代表取締役社長 監査部、ペイメント統轄部、事業推進室担当 | 40,000株            |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                              | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|-----------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 6         | すずき やすゆき<br>鈴木 康之<br>(1971年7月14日生)<br>再任 社外 独立役員  | 2002年10月 堀裕法律事務所（現堀総合法律事務所）入所<br>2007年3月 株式会社サクセスアカデミー（現ライクアカデミー株式会社）監査役就任<br>2009年3月 鈴木康之法律事務所（現弁護士法人鈴木康之法律事務所）開設 代表就任（現任）<br>2010年11月 サクセスホールディングス株式会社（現ライクキッズ株式会社）監査役就任<br>2010年12月 株式会社アイリックコーポレーション監査役就任（現任）<br>2013年4月 当社取締役就任（現任）<br>2016年3月 サクセスホールディングス株式会社（現ライクキッズ株式会社）取締役（監査等委員）就任<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士法人鈴木康之法律事務所代表                                         | 一株                 |
| 7         | きよはら ゆうへい<br>清原 裕平<br>(1967年4月29日生)<br>再任 社外 独立役員 | 1986年4月 金沢国税局入局<br>2005年7月 大阪国税局課税第二部法人課税課監理第2係長<br>2006年7月 大阪国税局課税第二部法人課税課総務係長<br>2008年7月 大阪国税局総務部税務相談室税務相談官<br>2013年7月 大津税務署管理運営部門統括国税徴収官<br>2014年8月 清原裕平税理士事務所（現清原公認会計士・税理士事務所）開設 所長就任（現任）<br>2016年9月 株式会社名鉄百貨店財務部（財務コンサルティング）<br>2019年1月 清原コンサルティング合同会社代表社員就任（現任）<br>2019年7月 公認会計士登録<br>2022年1月 当社取締役就任（現任）<br>(重要な兼職の状況)<br>清原公認会計士・税理士事務所所長<br>清原コンサルティング合同会社代表社員 | 一株                 |

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                                                                                                       | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 8         | ふくしま ひろき<br>福島 裕記<br>(1955年7月9日生)<br><input type="checkbox"/> 再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/> 独立役員 | 1980年4月 北九州大学生生活協同組合（現北九州市立大学生生活協同組合）入職<br>1985年6月 同組合専務理事就任<br>1991年6月 大学生生活協同組合九州事業連合（現大学生協事業連合）常務理事就任<br>2003年5月 同事業連合専務理事就任<br>2007年12月 全国大学生生活協同組合連合会理事就任<br>2008年12月 同連合会常務理事就任<br>2011年9月 同連合会専務理事就任<br>2012年6月 日本生活協同組合連合会理事就任<br>2015年6月 同連合会常勤監事就任<br>2019年7月 合同会社コーポラティブ・コンシェルジェ代表社員就任（現任）<br>2022年1月 当社取締役就任（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>合同会社コーポラティブ・コンシェルジェ代表社員 | 一株                 |

- (注) 1. 白石 徳生氏は株式会社バネフィット・ワンの代表取締役社長であり、当社は同社の福利厚生サービスの提供を受けておりますが、その取引額は当社連結売上高の0.2%未満と僅少であります。その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 白石 徳生氏、鈴木 康之氏、清原 裕平氏及び福島 裕記氏は、社外取締役候補者であります。
3. 白石 徳生氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は企業経営者としての豊富な経験・知識並びに経営に関する高い見識を有しており、当社の経営に反映していただくことにより、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を期待したためであります。
4. 鈴木 康之氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士資格を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な助言をいただくことにより、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を期待したためであります。
5. 清原 裕平氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士及び税理士資格を有しており、財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を活かし当社の経営の健全性を確保するための助言をいただくことにより、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を期待したためであります。
6. 福島 裕記氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたり生活協同組合組織の運営に携わった豊富な経験及び幅広い知見を有しており、当社の経営に反映していただくことにより、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を期待したためであります。なお同氏は、当社の業務提携先である大学生協事業連合（旧大学生生活協同組合九州事業連合）を含む各生活協同組合組織における役員就任の経歴を有しておりますが、最終在籍先を退任してから3年以上が経過しており、退任後は業務執行に携わっておりません。



7. 白石 徳生氏、鈴木 康之氏、清原 裕平氏及び福島 裕記氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって、白石 徳生氏が10年、鈴木 康之氏が9年9ヶ月、清原 裕平氏及び福島 裕記氏が1年であります。
8. 当社は、白石 徳生氏、鈴木 康之氏、清原 裕平氏及び福島 裕記氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、白石 徳生氏、鈴木 康之氏、清原 裕平氏及び福島 裕記氏が再任された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の17頁に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了後は、概ね同様の内容にて、あらためて契約を締結する予定であります。
10. 当社は、白石 徳生氏、鈴木 康之氏、清原 裕平氏及び福島 裕記氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。白石 徳生氏、鈴木 康之氏、清原 裕平氏及び福島 裕記氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
11. 各候補者の「所有する当社株式の数」につきましては、2022年10月31日現在の状況であります。

(ご参考) 取締役候補者の専門性と経験 (スキルマトリックス)

| 氏名    | 企業経営 | 事業 | コーポレート | 法務 | 財務会計 | ダイバーシティ |
|-------|------|----|--------|----|------|---------|
| 近藤 雅彦 | ●    | ●  |        |    |      |         |
| 小管 香織 |      | ●  |        |    |      | ●       |
| 林 健児  |      | ●  | ●      |    |      |         |
| 山本 貴紀 |      | ●  | ●      |    |      |         |
| 白石 徳生 | ●    |    |        |    |      |         |
| 鈴木 康之 |      |    |        | ●  |      |         |
| 清原 裕平 |      |    |        |    | ●    |         |
| 福島 裕記 | ●    |    |        |    |      |         |

(注) 各人が有する全ての専門性・経験・知見を示すものではありません。



### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| すぎお<br>杉尾<br>たかし<br>隆<br>(1960年1月9日生) | 1978年4月 大阪国税局入局<br>2012年7月 西成税務署長<br>2013年7月 大阪国税局調査第二部調査第16部門統括官<br>2014年7月 大阪国税局調査第二部調査第11部門統括官(総括)<br>2015年7月 大阪国税局調査第一部調査開発課長<br>2016年7月 大阪国税不服審判所管理課長<br>2018年7月 広島国税不服審判所部長審判官<br>2019年7月 大津税務署長<br>2020年9月 杉尾隆税理士事務所開設 所長就任(現任)<br>2022年6月 大阪ダイハツ販売株式会社監査役就任(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>杉尾隆税理士事務所所長 | 一株                 |

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 杉尾 隆氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 杉尾 隆氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は税理士資格を有しており、監査役に就任された場合に高度な専門知識と豊富な経験を当社の監査に活かしていただくことを期待したためであります。また同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、高度な専門知識と豊富な経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

4. 杉尾 隆氏が監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の17頁に記載のとおりです。杉尾 隆氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了後は、概ね同様の内容にて、あらためて契約を締結する予定であります。

6. 候補者の「所有する当社株式の数」につきましては、2022年10月31日現在の状況であります。

## 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

### 1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

当社の取締役の報酬等の限度額は、2016年10月14日開催の臨時株主総会において、年額1,000,000千円以内（うち社外取締役分100,000千円以内）、また、別枠で、社外取締役を除く取締役のストック・オプション報酬額として年額97,500千円以内、2019年1月25日開催の第30回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対する譲渡制限付株式割当のための報酬額として上記の報酬枠とは別枠で年額150,000千円以内とご承認をいただいておりますが、今般、これらの報酬枠とは別枠で、新たな報酬枠として、当社の役付取締役及び本部長を兼務する取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下「取締役」という。）を対象とした新しい業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することについて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を明確にし、取締役の企業価値増大への貢献意識及び企業価値の最大化への貢献意欲を一層高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。なお、上記のストック・オプションのための報酬枠については廃止し、譲渡制限付株式割当のための報酬枠については、取締役の当社株式保有を通じた株主の皆様との一層の価値共有強化の観点から本制度導入後も併用する可能性を考慮し、廃止しないものといたします。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額及び内容等

#### （1）本制度の概要

本制度は、取締役に対する株式報酬制度であり、当社が拠出する取締役の報酬額に相当する金員を信託へ拠出し、当該金員を原資として信託を通じて当社株式が取得され、役位及び業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を役員報酬として交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う制度です（本制度の詳細は下記（2）以降のとおり）。

|                          |                                          |
|--------------------------|------------------------------------------|
| ① 本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者 | 当社の役付取締役及び本部長を兼務する取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。） |
|--------------------------|------------------------------------------|

|                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ② 本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響                         |                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 当社が拠出する金員の上限<br>(下記(2)のとおり。)                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・101,000千円に対象期間の事業年度数を乗じた金額</li> <li>・なお、当初の対象期間については、4事業年度を対象として計404,000千円(当初の対象期間は2023年10月31日で終了する事業年度から2026年10月31日で終了する事業年度までの4事業年度)</li> </ul>                                                             |
| 取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法<br>(下記(2)及び(3)のとおり。) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・33,000株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数</li> <li>・なお、当初の対象期間については、4事業年度を対象として、合計132,000株</li> <li>・上記の1事業年度あたりの株式数(33,000株)の当社発行済株式総数(2022年10月31日時点、自己株式控除後)に対する割合は約0.31%</li> <li>・当社株式は、株式市場又は当社(自己株式処分)から取得予定</li> </ul> |

|                             |               |
|-----------------------------|---------------|
| ③ 業績達成条件の内容<br>(下記(3)のとおり。) | 業績目標の達成度等に応じて |
|-----------------------------|---------------|

|                                       |         |
|---------------------------------------|---------|
| ④ 取締役に対する当社株式等の交付等の時期<br>(下記(4)のとおり。) | 対象期間終了後 |
|---------------------------------------|---------|

(2) 当社が拠出する金員の上限等

本制度の対象となる期間は、原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度(以下「対象期間」という。)とします。なお、当初の対象期間は、現中期経営計画の残存期間である2023年10月31日で終了する事業年度及び次期中期経営計画の2026年10月31日で終了する事業年度までの4事業年度とします。

当社は、取締役に對し交付等を行う当社株式取得のために、対象期間毎に拠出される信託

金の上限を、101,000千円に当該対象期間の事業年度数を乗じた金額（当初の対象期間である4事業年度については合計404,000千円）としたうえで、かかる信託金を拠出し、取締役を受益者として対象期間に対応する期間の信託（以下「本信託」という。）を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場又は当社（自己株式処分）から取得します。当社は、対象期間中、取締役に対して、下記（3）に定めるとおりポイントの付与を行い、あらかじめ定められた一定の時期に付与されたポイント数に相当する当社株式等の交付等を本信託から行います。

また、本信託の信託期間の満了時において、原則として、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、原則として、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該新たな対象期間と同一の期間について本信託の信託期間を延長し、当社は本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の合計上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き新たな対象期間について、取締役に対するポイントの付与及び当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、101,000千円に当該対象期間の事業年度数を乗じた金額の範囲内とします。

この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を延長することがあります。

### （3）取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数の算定方法及び上限

取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、毎年一定の時期に、役位及び業績目標の達成度等に応じて付与されるポイントの数により定まります。なお、業績目標の達成度については、中期経営計画において定める業績目標を基準に判断しますが、当初の対象期間については、連結経常利益等とします。

また、1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数を調整します。

なお、1事業年度あたりに取締役に対して付与するポイントの総数の上限は、33,000ポイントとし、対象期間について取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限は33,000株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数とします（当初の対象期間である4事業年度について

は合計132,000株)。

当該取締役に交付等が行われる当社株式等の数の上限は、上記の当社が拠出する金員の上限を踏まえ、直近の株価等を参考に設定しています。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を満たす取締役は、原則として対象期間終了後、所定の受益権確定手続きを行うことにより、ポイント数の一定割合の当社株式(単元未満株式については切り捨て)の交付を本信託から受け、残りのポイント数に相当する株式数については本信託内で換価処分したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(6) クローバック制度等

取締役に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役に対し、本制度における交付予定株式の受益権の没収(マルス)ならびに交付した株式等相当の金銭の返還請求(クローバック)ができるものとします。

(7) 本信託内の当社株式の配当の取り扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充当されます。

(8) 信託期間満了時の取り扱い

信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役との利害関係のない団体へ寄附する予定です。

(9) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考)

当社は、2021年1月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議（2021年11月30日付の取締役会決議により一部改定）しており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、本制度に関する内容を含めた方針への見直しを予定しております。

以上

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

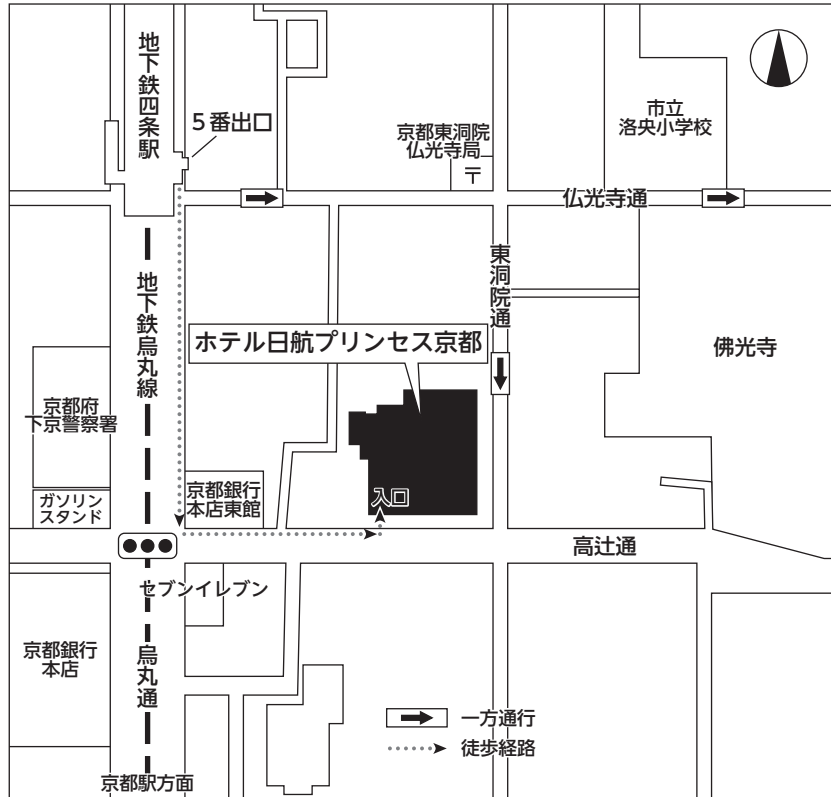
株主総会参考書類

## 株主総会会場ご案内図

会 場：京都市下京区烏丸高辻東入ル高橋町630番地

ホテル日航プリンス京都 3階 「ロース」

T E L：075-342-2111



交通機関：地下鉄烏丸線四条駅下車 5番出口より徒歩3分

お 願 い：駐車場につきましては台数に限りがございますので、できる限り公共の交通機関をご利用  
くださいますようお願い申し上げます。